学校において予防すべき感染症と診断された場合、出席停止の措置がとられます。下記の感染症と診断(疑いを含む)された場合は、必ず学校へ連絡をお願いします。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	病 名	期 間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ 病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア、重症急性呼吸器症候(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフ ルエンザ(H5N1 及び H7N9)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後 2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または5日間の抗
	百日咳 麻しん (はしか)	菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発熱した後5日間を経過し、かつ、症状が軽 快した後1日を経過するまで。
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染 症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで